大淀町開発指導要綱に基づく事前協議のフローチャート

地元協議

開発区域の属する自治会（区）へ説明を行い合意を得てください。

↓

町に対する事前協議（申請）

関係書類を添えて役場企画政策課（大淀町長あて）へ1部提出してください。

↓

町に対する事前協議（関係部署別協議）

次のいずれかの方法により町長（企画政策課）が指示する関係部署と協議を行ってください。

ア　説明会形式により関係部署への説明を行い、その場で関係部署との協議を行う。（関係書類を指示する部数だけ持参してください）

イ　関係部署に個別に説明を行い、協議を行う。（それぞれに関係書類を提出してください）

（いずれの方法により協議するかは、企画政策課より指示します。）

↓

↓

第5号様式への記入

町が示した指示を関係部署ごとに様式第5号に記入しお渡しします ので、対応を記入していただき、押印のうえ企画政策課まで各2部提出してください。

↓

↓

対応が了解されれば町関係部署ごとに担当部課長が押印し、2部のうち1部を開発事業者にお返しします。

協定書の締結

要綱第5条に基づき協定書を締結します。

↓

協力金の納入

要綱第13条に基づく協力金を納入していただきます。

↓

事前協議完了

大淀町に対する事前協議は完了です

↓

↓　↓　**奈良県事前協議**

奈良県の事前協議（建築）が必要な場合、その制度に基づき協議を行ってください。

↓

↓　**開発許可申請**

開発許可申請が必要な場合、その制度に基づき申請を行ってください。

↓　↓

都市計画法第32条協議が必要な場合、29条申請と同時に協議書（町長印のないもの）を添付していただければ、29条の進達文書と同時に押印します。

その他各申請等

その他、各申請等が必要な場合、手続きを行ってください。

↓

↓　**開発行為**

↓

↓　**開発行為完了**

32条により大淀町へ移管されることとなる公共施設の検査を行いますので、工事完了後申し出てください。

↓

↓　**奈良県による完了検査**

↓

↓　**完了公告**

完了公告後すみやかに公共施設の寄付の手続きを取ってください。要綱、要領及び協定書に基づき維持管理は引き続き開発事業者で行うこと。

↓

建築行為

↓

公共施設の管理を大淀町へ引き継ぐ

開発事業者による維持管理の期間が終了した際には再度検査を行い、手直しが必要な場合、開発事業者の責任において手直しを行っていただきます。その後、町が維持管理を行います。

注）都市計画法に基づく開発許可申請及び建築基準法に基づく建築確認申請以外の手続きのうち、法令等で申請等の時期を定められているものは、このフローにかかわらず、手続きを行ってください。